

第52回鎌倉市景観審議会議事録

日 時：令和4年（2022年）10月28日（金）

午後6時00分～午後8時00分

場 所：鎌倉生涯学習センター 第7集会室

1 出席者

(1) 委員

ア 現地：田邊委員（会長代理）、宇治委員

イ オンライン：赤松委員、小川委員、竹内委員、中杉委員、中西委員、奈須委員、水沼委員

(2) 事務局：杉浦次長、関沢課長、前田指導監、國兼係長、齋藤主事、藤本職員

(3) 関係課：奥山担当課長（深沢地域整備課）

(4) 傍聴者：なし

2 議題

(1) 報告事項

令和3年度景観計画実績報告について

(2) 報告事項

鎌倉市景観計画中間評価について

(3) 報告事項

ア 鎌倉市屋外広告物条例の運用について

(ア) 市長が別に定める基準（案）

(イ) 鎌倉市電光表示装置等ガイドライン（案）

(ウ) 鎌倉市投影広告物等ガイドライン（案）

(エ) 鎌倉市明るすぎる照度を有する照明等ガイドライン（案）

イ インフラ管理広告に関する取組状況

ウ 鎌倉市電車・路線バス車体ラッピング広告ガイドラインの運用状況について

3 議事内容

以下のとおり

< 1 前回議事録の確認について >

事務局より、出席状況及び配布資料の確認、オンライン会議における注意点の説明を行った。
その後、第51回鎌倉市景観審議会の議事録について確認を行った。

< 2 議題 >

(1) 報告事項 令和3年度景観計画実績報告について

事務局から資料に基づき、令和3年度景観計画実績報告について説明

〔委 員〕 鎌倉市景観保存建築物の橋渡し制度の報告について、実績としては成果がないとのことであるが、経過等があれば教えてほしい。

〔事 務 局〕 昨年度は数軒に橋渡し制度の説明を行っている。

今年度は、2件売りたいとの話がある。そのうち1件は、既に手続きに入っており、登録業者に紹介する段階まで進んでいる。

〔委 員〕 鎌倉の歴史的な建築物を積極的に保存する方法・方策であるため、この試みが上手くいくことを願っている。

〔委員〕令和3年度の屋外広告物の除却件数が増えた原因は何か。

〔事務局〕原因は突き止められていない。都市景観課及び除却協力員による除却件数だけでなく、環境部局の除却件数も併せて集計しているため、環境部局とも連携し、原因を突き止めた。

〔委員〕市屋外広告物条例の運用状況はいかがか。

〔事務局〕県屋外広告物条例から許可基準を大きく変更していないため、現在のところ大きな問題はない。デジタルサイネージの相談が一気に増えたが、市条例により、事前に備えることが出来ていたと考えている。

〔委員〕条例を制定したことにより、事前に備えることができたのは素晴らしいことである。

〔会長〕初期の景観計画実績報告は抽象的な報告が多かったが、今回はレビューや成果があり、大変分かりやすい。

以上、議題（1）の報告事項について了承ということによろしいか。

〔一同〕異議なし。

〔会長〕それでは、議題（1）の報告事項は了承とする。

（2）報告事項 鎌倉市景観計画中間評価について

事務局から資料に基づき、鎌倉市景観計画中間評価について説明

〔会長〕中間評価のスケジュール設定や短期目標の達成状況の暫定評価に際し、社会情勢の影響などについて事務局から補足はあるか。

〔事務局〕5年後の景観計画の改定に向けた中間評価を実施するものであるが、前回の改定からの5年間のうち、2年間はコロナ禍であったため、普及啓発事業の実施を見送らざるを得なかった。今年度は、旧華頂宮の公開や親子景観セミナーの実施を予定している。今年度及び来年度の2箇年で評価をすることで、コロナ前、コロナ禍、コロナ後の3つの捉え方ができると考えている。

達成状況の評価について、本日の資料では、簡単な暫定評価に留めているが、今後は、具体的に影響した外的要因・内的要因の分析や景観まちづくりのトレンドを抑えた新たな構成事業の検討を行っていききたい。

また、市民対話による評価の進め方等についてもご意見があれば伺いたい。

〔委員〕このとおりに進めて大方問題ないが、計画の進捗評価に留まらず、景観や歴史に対して求められるものがどう変化したかという社会的な状況を踏まえつつ、大枠の議論（新たな取組や根本の検討）と計画の検証の両方を進めることで、将来的な景観計画の改定に結びつくのではないか。今回、計画の検証のみを行う場合は、大枠の議論は、次期改定までの課題として認識していただきたい。

〔会長〕以上、議題（2）の報告事項について了承ということによろしいか。

〔一同〕異議なし。

〔会長〕それでは、議題（2）の報告事項は了承とする。

（3）報告事項ア 鎌倉市屋外広告物条例の運用について

事務局から資料に基づき、鎌倉市屋外広告物条例の運用について説明

〔会長〕デジタルサイネージの基準設定は先進的な取組である。基準設定の経過について、事務局から補足はあるか。

〔事務局〕先進自治体にヒアリングをしたが、明るさ・輝度の基準設定に苦慮している。特に、昼間の輝度は、方位や軒の有無等の設置場所によって明るさの必要量が異なるため、上限値を定めることが難しい。夜間の輝度については先進市を参考に定めた基準で運用し、

実態をつかみながら見極めていきたい。

- [会 長] デジタルサイネージの基準については、位置、大きさ、コンテンツ、明るさ、点灯時間、安全性の視点から基準を定めているが、事例が少なく、輝度についてはエビデンスがない。今後、国がデジタルサイネージガイドラインの策定を検討する動きもある。
- [委 員] 参考にした先進市と鎌倉は都市の文脈が異なるのではないか。鎌倉のような歴史的観光都市によるデジタルサイネージへの取組は、他の都市の参考にされていくと考えられる。歴史的観光都市の間において情報交換やヒアリング等を行っているか。
- [事 務 局] 京都市と意見交換を行う環境を整えているところである。住商複合地で歴史的建築物が商業地の中に存在しているのが鎌倉の特徴であるため、設置の可否や配慮事項については、さらに研究を深めたい。
- [会 長] 以上、議題（3）の報告事項アについて了承ということによろしいか。
- [一 同] 異議なし。
- [会 長] それでは、議題（3）の報告事項アは了承とする。

(3) 報告事項イ インフラ管理広告に関する取組状況

事務局から資料に基づき、インフラ管理広告に関する取組状況について説明

- [会 長] 今回は、ガイドラインの検討をしている、との報告ということによろしいか。
- [事 務 局] そのとおりである。検討中のため、基本的な注意事項や他市での取組の情報提供を頂きたい。
- [会 長] 他市の事例として、横浜市や川崎市では広告付き案内サインを整備しているが、これは広告のためのファシリティを新たに設置しているものであり、実際に見ると違和感があるため、導入は慎重に検討すべきである。
- また、マンホールやベンチへの広告については、富山市の路面電車駅が事例として挙げられるが、広告自体を広告主に委ねず、グラフィックは市で用意し、広告主の名前だけ掲出する方法もある。鎌倉市で活躍しているデザイナーや画家の力を借りるのも良いのではないか。
- [委 員] 収入確保は進めるべきと考えるが、景観審議会で議論する中では、新たな財源の確保や経費の削減が前面に出てしまっているように見えるのはいかがか。表現を工夫されたらどうか。
- [事 務 局] インフラ管理広告は、国や他市でも大分検討が進んでおり、実施事例もある。本市でも、市条例に定め、運用することを検討し始めたところであるが、全国的に高度経済成長期に作ったインフラの更新時期を迎え、厳しい財源を補うための新たな歳入を確保しようという背景がある。一方で、広告物があることで地域の魅力が削がれ、結果として歳入が得られなくなることも懸念される。
- インフラ管理広告を運用する際は、景観との調和と歳入確保のバランスをどのように取っていくかが非常に重要であると考えている。仕組みや審査を検討していきたい。
- [会 長] 大変重要な指摘である。地域がお金で買われてしまうような事例もある。
- [委 員] インフラ管理広告ガイドラインの検討の中で、事業者の選定方法を4つ（見積執行・抽選・先着順・総合審査）示しているが、案件ごとに方法を都度決めるという想定か。
- [事 務 局] 事業ごとに適切な募集採択を行うことを考えている。
- 契約方式は、市が直接広告募集をする方式と、代理店に一括担う方式が考えられる。他市においては、ベンチ広告等の看板広告については、直接市が行い、デジタルサイネージ等の複雑な広告については、代理店が担う場合が多い。また、直接市が契約する場合は、見積執行及び競争入札が多い。代理店が担う場合は、企画力や宣伝力が必要なも

が多く、プロポーザルの事例が多い。

事業ごとに適切な契約方式及び選定方法を先導することで、事業の成立性が高まると認識している。

〔会 長〕 以上、議題（３）の報告事項イについて了承ということによろしいか。

〔一 同〕 異議なし。

〔会 長〕 それでは、議題（３）の報告事項イは了承とする。

（３）報告事項ウ 鎌倉市電車・路線バス車体ラッピング広告ガイドラインの運用状況について

事務局から資料に基づき、鎌倉市電車・路線バス車体ラッピング広告ガイドラインの運用状況について説明

〔会 長〕 今回の事例は京浜東北線であり、埼玉県、東京都及び神奈川県に跨った路線だが、市ではどのような位置づけで協議しているか。

〔事務局〕 電車の車体広告については、通過する各市町村と協議をしなければならぬと定められている。基準は各市町村によって異なり、当市は基準が比較的厳しいことを事業者もあらかじめ理解しているため、協議しやすい状況である。

〔会 長〕 鎌倉市が試金石になっているのは、好ましい状況である。

〔委員〕 広域な車体広告の審査について、海外等での参考事例があるか。自治体全てと協議するのはあまり良いとは思えない。

〔事務局〕 海外等の事例は具体的に調べ切れていない。神奈川県では、広域な車体広告の取扱いについての定めがなかったため、独自条例を持つ市町村が集まって検討した経過があり、県内のベースが同一化されている。東京都等についても基準は似ているため、ベースにプラスされる鎌倉市の基準を理解していただければ、事業者への負担は少ないと考えられる。

〔委員〕 審査基準の中で、公共性によって緩和されるような規定は設けられているか。また、公共的なもの（オリンピック等）を緩和する規定を設けられないか。

〔事務局〕 ガイドライン自体には、公共性の項目は定めていないが、条例第 11 条に規定する特例許可では、審査基準の一つに「公共性」があり、審議会への諮問を経て、基準外のものに許可することができる。

〔会 長〕 オリンピック誘致の際、本来掲出しない場所に多くの広告物がつき、美しい状態ではなかった印象から、公共性のある広告物への特別な取扱いについては留意すべきであり、特例許可についても慎重に行う必要がある。

〔委員〕 車両がホームに入るだけで協議しなければならないのは事業者負担にならないか。実例を積み重ね、基準を他の市町村とある程度揃えることも必要であるため、情報交換等は時折行うべきと考える。

〔事務局〕 近隣の藤沢市や横浜市と取扱いが異なり、事業者が困惑しているとの話も聞いているため、調整しながら取り組みたい。また、今回の事例のようにならかなり広域のものについても統一できるところは検討したい。

〔会 長〕 各自自治体の総和が必ずしも良い結果をもたらすわけではないが、情報交換を行うことが望ましい。

〔委員〕 湘南モノレールは鎌倉市と藤沢市に跨っているため、実例を積み重ねながら貢献していきたい。

〔会 長〕 重要な役割を担っている事業者であるため、ぜひ先進的なものを掲出してほしい。

〔委員〕 伊予鉄道のみかんカラーの事例のように、無難な色だけでなく、地域に根差したカラーリングもあるのではないか。

〔会 長〕市の広報の意味も考慮すると、必ずしも地味で無難なものだけが良いとは限らない。指摘のとおりである。

〔会 長〕以上、議題（３）の報告事項ウについて了承ということによろしいか。

〔一 同〕異議なし。

〔会 長〕それでは、議題（３）の報告事項ウは了承とする。

< 3 その他 >

深沢地域整備課長から資料に基づき、深沢地域整備事業について説明

〔委 員〕構想では、深沢地域に機能が集約されるが、旧鎌倉の扱いはどうなるのか。鎌倉市が二極化することを危惧している。

〔事 務 局〕深沢地域のまちづくりは、第三の拠点として進めており、鎌倉らしさを忘れるものではないと捉えている。また、旧鎌倉とのつながりについては、今後も検討していく必要がある。

〔委 員〕藤沢市との連携について教えてほしい。例えば、道路はどのようになるのか。

〔事 務 局〕平成30年に神奈川県、藤沢市及び鎌倉市で、藤沢市村岡地区及び鎌倉市深沢地区のまちづくりと「（仮称）村岡新駅に関する合意書」を締結し、村岡新駅の設置協議会を設立した。

令和3年2月に、県、藤沢市、鎌倉市及びJR東日本で「村岡新駅設置に関する覚書」を締結し、新駅を設置することに合意した。

令和3年3月に、県、藤沢市、鎌倉市及びUR都市機構で「村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定」を締結した。

令和4年3月に、村岡・深沢地区の土地区画整理事業の都市計画決定を告示したが。藤沢市と一緒に都市計画決定をしており、今回の土地区画整理事業も、藤沢市の村岡地区約7.3ヘクタール、鎌倉市の深沢地区31.1ヘクタールの合計38.4ヘクタールを一带施工という形で施工していく予定になっている。

非常に密に連携しながら、まちづくりを進めている状況である。道路については、藤沢市の交通結節点と鎌倉市をつなぐ重要なところであり、一緒に検討を進めている。

〔委 員〕藤沢市と連携し、エリア全体が良い、新しいまちになることを期待したい。

〔委 員〕深沢地域の区画整備事業は、市民にとっては疑問が非常に多い。新しいまちをつくるのであれば、鎌倉らしく地域に根差した個人店が地域を盛り上げるようにしたら良い。

〔事 務 局〕鎌倉らしさを引き継ぎながら、深沢らしさを出していきたいというふうに考えている。

〔会 長〕これにて第52回鎌倉市景観審議会を終了とする。